

8 その他

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
企画政策課	砺波市婚活支援事業補助金	少子化の要因となっている晩婚化、未婚化に対する取組みとして、独身男女の出会いの場の積極的な創出を図る事業を実施する団体等に対して補助金を交付するもの。	・事業に要する経費のうち、補助対象経費から参加費以外の収入額を控除した額の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い金額とする。 ・補助金は、補助対象者につき、同一年度において1回限りとし、予算の範囲内において交付する。 【対象経費】 報償費（講師謝礼等）、消耗品費（事業の実施に必要な消耗品（景品、記念品等を除く。））、燃料費（ガソリン、灯油等）、印刷製本費（チラシ、ポスター、資料の印刷費、コピー代等）、通信費（郵便料、電話料等）、広告料（新聞、テレビ、ラジオの広告宣伝料等）、保険料（損害保険料等）、使用料及び賃借料（会場使用料、機械・車両賃借料、設備賃借料等）、原材料費（事業の実施に必要な原材料）、その他市長が必要と認める経費	地域コミュニティ団体、市内に事務所を有する企業、特定非営利活動法人その他市長が適当と認めるもので次の要件を満たすもの。 (1) 20歳以上の独身男女を対象とすること。 (2) 参加者総数は10人以上とし、参加者の5人以上又は3分の1以上のいずれか多い人数が市内在住者又は在勤者であること。 (3) 参加予定者の男女の比率が同程度であること。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。 (4) 参加者から参加費を徴収する場合は、個人的に消費する経費（飲食代等）の実費徴収程度であること。 (5) 公序良俗に反する内容又は社会通念上相当でないと認められる内容を含まないこと。 (6) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売、販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。 (7) 原則として、市内の施設等を会場とすること。 (8) 実施に際し、事故防止に万全を期すること。 (9) 事業期間が単年度内であること。	無	https://www.city.tonami.lg.jp/info/6014p/	砺波市婚活支援事業補助金交付要綱
高齢介護課	介護職員初任者研修費助成金	慢性的に人材が不足している介護保険サービス事業所における人材確保を図るため、介護職員初任者研修の資格を取得するために要する費用の一部を助成するもの。	介護保険法に規定する介護員養成研修で、富山県知事が指定する事業者の行う介護職員初任者研修に係る受講料に相当する額の1/2とし、2万5千円を限度とする。	(1) 対象研修を終了した時点で市内の指定事業所に既に就労している者であって、その期間が3月以上経過し、助成金の交付申請時において引き続き就労している者 (2) 対象研修を終了した日の翌日から起算して1年以内に市内の指定事業所に就労した者であって、その期間が3月以上経過し、助成金の交付申請時において引き続き就労している者	無	https://www.city.tonami.lg.jp/info/4363p/	砺波市介護職員初任者研修費助成金交付要綱
健康センター	帯状疱疹予防接種費用助成	帯状疱疹の発症及び重症化を予防するとともに、経済的負担の軽減を図り、市民の身心の健康を増進させることを目的に、任意接種である帯状疱疹予防接種費用の一部を助成するもの。	生ワクチン 1回4,000円を上限に1回まで 組換えワクチン 1回10,000円を上限に2回まで	市内に住所を有する50歳以上65歳未満の者（予防接種法第5条第1項に規定する定期接種の対象者は除く）	無	https://www.city.tonami.lg.jp/info/78115p	砺波市帯状疱疹予防接種費用助成金交付要綱
市民生活課	置き配サービス推進補助金	置き配サービスを推進することで、宅配荷物等の再配達抑制と温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的に、宅配ボックスの購入費を補助するもの。	宅配ボックス及び盗難防止器具の購入費並びに設置工事に係る費用の1/2 上限 5,000円	(1) 申請日時点で、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、居住実態がある個人であること。 (2) 申請日の属する会計年度に、宅配ボックスを購入し、自らが居住する市内の住宅に設置していること。 (3) 本補助金に係る対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けていないこと。	無	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/77831p/	砺波市置き配サービス推進補助金交付要綱
商工観光課	コンベンション開催事業補助金	富山県内で開催され、市内の宿泊施設に宿泊されるコンベンションの主催団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	県外からの参加者1人1泊につき500円 (1) 学会・大会・会議等(限度額50万円) (2) 修学旅行・合宿等(限度額30万円) ※開催期間中に地域交流活動を行った場合は、参加人数に300円を乗じた額を補助する(上限額5万円、ただし(1)、(2)の限度額より上回らないものとする) ※富山県学会等開催事業費補助金の交付を受ける場合は、県外からの参加者1名1泊につき1,000円とする。	補助金の交付対象となるコンベンションは、次の要件をすべて満たすものとする。 (1) 富山県内で開催されるものであること。ただし、活動の一部において、砺波市内の施設を利用すること。 (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないものであること。 (3) 公序良俗を害するものでないこと。 (4) 参加者のうち、富山県外から参加する者で砺波市内の宿泊施設（富山県砺波青少年自然の家を除く）に宿泊する者の延べ人数が50人以上であること。 (5) 団体の構成員として、国又は地方公共団体以外の者が参加していること。 (6) 開催にあたり砺波市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の金銭的補助を受けていないこと。	無	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/1853p/	砺波市コンベンション開催事業補助金交付要綱
商工観光課	市民交流支援事業補助金	指定都市との市民交流を通じて、交流人口の拡大を目指すことを目的に、指定都市において開催する次の交流事業で指定都市における宿泊を伴うもの（1つの申請につき指定都市における宿泊数の合計が10泊以上のもの）に補助金を交付するもの。 (1) 観光、物産、特産品等の振興目的で開催される事業 (2) 文化、教育、スポーツ等による交流を目的とした大会、交流会、情報情報交換会 (3) その他市長が認める事業 ●指定都市とは (1) 国内の姉妹都市 (2) フラワー交流都市 (3) 市民交流協定都市 (4) 観光交流都市 (5) その他市長が認める都市	1泊1人当たり1千円とし、1人当たり2千円を限度とする。 申請者が団体の場合にあっては、上記にかかわらず、1回の事業につき30万円を上限とする。	(1) 市内に住所を有する者若しくは市内の事業所に勤務する個人又は市に事務所を有する団体 (2) 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者	無	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/2277p/	砺波市市民交流支援事業補助金交付要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
生涯学習・スポーツ課	文化財保存事業補助金	市指定文化財の保存を図るため、保存修理や保存継承に補助金を交付するもの。	●建造物 補助率1/2 補助限度額 100万円 ●美術工芸品・有形民俗文化財・無形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物 補助率1/2 補助限度額 50万円 ●屋敷林の整備事業 補助率1/2 補助限度額 10万円	指定文化財の所有者又は管理者	無		砺波市文化財保存事業補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	郷土芸能伝承指導者養成事業補助金	郷土芸能を普及啓発し、後世に継承するため、郷土芸能の保存団体に補助金を交付するもの。	予算の範囲内	郷土芸能の保存団体	無		砺波市郷土芸能伝承指導者養成事業補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	スポーツ競技大会出場激励金	スポーツの振興と競技力の向上を目的に、国際大会、全国大会等に出場する選手、監督等に激励金を交付するもの。	●オリンピック、パラリンピック 国外開催 1人50,000円 国内開催 1人30,000円 ●ユニバーシアード、世界選手権、アジア競技大会、これに準ずる大会 国外開催 1人30,000円 国内開催 1人20,000円 ●その他市長が認める国際大会 国外開催 1人20,000円 国内開催 1人10,000円 ●国民スポーツ大会、日本選手権大会、全国障害者スポーツ大会 1人10,000円 ●文部科学省、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本スポーツ協会加盟競技団体 (公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本高等学校野球連盟が主催する全国大会 1人10,000円 ●その他市長が認める全国大会(高校生以下のみ対象) 1人5,000円	(1) 砺波市に住所を有する者 (2) 職業として当該競技を行っていない者 (3) 市税に滞納がない者	無	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/2491p/	砺波市スポーツ競技大会出場激励金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	砺波市芸術・文化大会出場激励金交付要綱	芸術・文化の振興を目的に、芸術・文化に係る国際大会又は全国大会に出場する団体又は個人に対し、予算の範囲内において交付する砺波市芸術・文化大会出場激励金を交付するもの。	●国際大会 国内開催 1人20,000円 国外開催 1人30,000円 団体として参加する場合は別途協議 ●全国大会 1人10,000円 団体として参加する場合 10人未満 50,000円 10人以上15人未満 70,000円 15人以上 100,000円	(1) 砺波市に住所を有する者 (2) 職業として当該技芸を行っていない者 (3) 市税に滞納がない者	無	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/54452p/	砺波市芸術・文化大会出場激励金交付要綱